

制定：平成 22 年 5 月 30 日  
改正：平成 25 年 1 月 26 日  
改正：平成 25 年 6 月 1 日  
改正：平成 26 年 6 月 1 日  
改正：令和元年 12 月 8 日

## 北海道臨床心理士会規約

### 第一章 総則

#### (会の名称)

第 1 条 本会は、北海道臨床心理士会と称する。

#### (会の場所)

第 2 条 本会は事務局を札幌市中央区大通西 18 丁目 1 番地 40 プロGRESSIV・オフィス 401 号室に置く。

### 目的および事業

#### (目的)

第 3 条 本会は、北海道内の臨床心理士および公認心理師の連携を密にし、両資格の権利と職能を守ると共に、相互の資質と技能の向上を図り、もって人々の心の健康の保持増進に資することを目的として活動する。

#### (事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 人々の心の健康と福祉の増進に関する諸事業
- 2 臨床心理士および公認心理師の資質と技能の向上のための諸活動
- 3 会員の資質向上に資する研修会等の開催
- 4 会員の相互扶助、福利厚生および労働環境の改善に関する事業
- 5 会報などの作成およびホームページの運用に関する事業
- 6 関係諸団体との連携および協力に関する事業
- 7 その他、前条の目的を達成するために必要と認める事業

### 第三章 会員

#### (会員資格)

第 5 条 本会に次の会員を置く。

- (1) 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士である者
- (2) 公認心理師法（平成 27 年 9 月 16 日法律第 68 号）（以下、「法」）第 28 条の規定により公認心理師の登録を受けた者

（入会）

第 6 条 本会の目的に賛同し、入会しようとする者は、別に定める規程に基づき申込をし、理事会で承認を受けなければならない。

（退会）

第 7 条 会員は、退会届を会長に提出することで任意に退会できるが、会費未納がある場合は、未納会費を完納しなければ退会できない。また、提出された退会届についての撤回は認めず、再入会の手続きを取るものとする。

（除名）

第 8 条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の規約、倫理規程、倫理綱領に違反したとき
  - (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたときおよび本会に重大な不利益を与えたとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、理事会開催日の 1 週間前までに当該会員に通知し、かつ理事会において弁明する機会を与えなければならない。
- 3 会長は、総会の決議により会員が除名となった場合は、当該会員に対し、その旨を通知しなければならない。

（会員資格喪失）

第 9 条 前 2 条のほか、以下の各号のいずれかに該当する場合には、その会員資格を喪失する。

- (1) 臨床心理士資格を喪失、法 32 条第 1 項または第 2 項の規定あるいは法第 33 条の規定により公認心理師の登録を取り消されたことで両資格を喪失したとき
- (2) 死亡もしくは失踪宣告を受けたとき
- (3) 2 年を超えて会費を滞納したとき

（会員へのサービス）

第 10 条 会員は、本会が主催する諸事業および諸活動に参加することができ、またその情報を得ることができる。

- 2 会員は、本会が発行する出版物の配布を受けることができる。

(会費)

第 11 条 会員は、会費を納めなければならない。

- 1 年会費は入退会規程に定める。
- 2 既納の会費およびその他の拠出金品は、返還しない。

#### 第四章 理事会

(役員)

第 12 条 本会には次の役員を置く。

会長		1 名
副会長		2 名
事務局長		1 名
会計		1 名
理事	一般理事	5 名 (会長, 副会長を含む)
	分野別理事	若干名
監事		2 名

(理事会の構成)

第 13 条 理事会の構成

- 1 理事会は前条の役員をもって構成する。
- 2 常任理事会は一般理事, 事務局長, 会計をもって構成する。

(役員任期および選出)

第 14 条 役員任期および選出

- 1 役員任期は、選出された年の 6 月 1 日から 3 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 理事は一般理事と分野別理事の 2 種類とする。
- 3 一般理事および監事は選挙により選出する。
- 4 一般理事および監事の選挙方法等は北海道臨床心理士会選挙規程によってこれを定める。
- 5 会長、副会長は一般理事の互選により選出する。
- 6 事務局長、会計は会長が指名する。
- 7 分野別理事は、各分野別の代表として、選挙後最初の常任理事会で選出し、会長が任命する。
- 8 監事は理事を兼ねることができない。
- 9 本会には、会の発展に資するために名誉会員および顧問を置くことができる。

(役員の仕事)

#### 第 15 条 役員の仕事

- 1 会長は会務を総括し、本会を代表する。
- 2 副会長は会務を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 理事会は必要に応じて委員会等を組織し、会務の円滑な運営に当たる。
- 4 事務局長は、事務局を統括し、会務を処理する。
- 5 会計は、会計事務を行う。

### 第五章 会議

(総会の開催)

第 16 条 総会は、本会の議決機関として会の運営に関する必要事項を審議し、議決する。

- 1 総会は、1年に1回会長が招集する。
- 2 会長は必要に応じて臨時総会を招集することができる。
- 3 会員の3分の1以上の書面による要請があれば、会長は臨時総会を招集しなければならない。
- 4 役員3分の1以上の書面による要請があれば、会長は臨時総会を招集しなければならない。
- 5 総会は、会員の3分の1(委任状を含む)の出席をもって成立する。
- 6 総会における議決は、出席者の過半数以上の同意を必要とする。

(総会の審議事項)

第 17 条 総会は、以下の事項を審議する。

- 1 規約に関する事項
- 2 事業計画および予算計画
- 3 事業報告および決算報告
- 4 一般理事の承認
- 5 会費に関する事項
- 6 会員の除名
- 7 その他運営に関する重要事項

(理事会の開催)

第 18 条 理事会は、本会の執行機関として会の執行に必要な事項を審議する。

- 1 理事会は、会長が招集する。
- 2 役員3分の1以上の書面による要請があれば、会長は理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会の議長は副会長がこれに当たる。

- 4 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。
- 5 理事会における議決は、出席理事の過半数以上をもって決する。議決が電磁的方法によって行われた時は、理事全員の過半数をもって決する。
- 6 理事会は、総会において前年度事業報告ならびに決算報告、および次年度事業計画案ならびに予算計画案を報告し、承認を得なければならない。

(理事会の審議事項)

第 19 条 理事会は本会の執行機関として、以下の事項を審議する。

- 1 総会に付議すべき事項
- 2 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 3 事務局の組織および運営に関する事項
- 4 会員入会の承認
- 5 会員の除名
- 6 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(常任理事会)

第 20 条 常任理事会は、必要に応じ、会長がこれを招集する。

- 2 常任理事会は、本会の諸活動の総合調整を図る。

(委員会)

第 21 条 本会の目的を達成するため、理事会の決議に基づき必要な委員会を置くことができる。

- 2 委員長は理事が選任し、理事会の承認を経て会長が任命する。理事が委員長を兼務する場合はこれを妨げない。
- 3 委員会の委員は、会員の中から委員長が選任し、理事会の承認を経て会長が任命する。
- 4 委員会は、理事会に従って本会の会務を遂行し、その結果を理事会に報告する。
- 5 委員会構成員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(部局)

第 22 条 本会の目的を達成するため、理事会の決議に基づき必要な部局を置くことができる。

- 2 部局は細則により運営される。

## 第六章 運営

(本会の運営費)

第 23 条 本会の運営費は、次の各号による。

- 1 会員の納付する年会費
- 2 事業にともなう収入
- 3 寄付金
- 4 研修会参加費
- 5 その他収入

(監事)

第 24 条 監事は本会の業務・予算執行が適切であるかの確認をいつでも行うことが出来、各担当理事および理事会・常任理事会はこの監査に対し、迅速かつ正確に応じなければならない。また、年度末に前年度事業報告および決算報告を監査し、総会において報告しなければならない。

(事業年度)

第 25 条 本会の事業年度および会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

## 第七章 解散

(解散)

第 26 条 本会は、目的とする事業の推進の不能、またはその他の理由により解散する。ただし総会出席者における 3 分の 2 以上の同意を得て解散を決定する。何らかの事情により総会の決議を経ることができない場合には、理事会出席者における 3 分の 2 以上の同意を得るものとする。

(残余財産の処分)

第 27 条 解散の場合に存する残余財産は、しかるべき臨床心理に関する公的団体に寄附する。ただし寄附対象は総会出席者における 3 分の 2 以上の同意を得て決定する。何らかの事情により総会の決議を経ることができない場合には、理事会出席者における 3 分の 2 以上の同意を得るものとする。

## 第八章 規約の変更

(規約の変更)

第 28 条 本規約は、総会における出席者の 3 分の 2 以上の同意を得て変更することができる。

## 第九章 雑則

第 29 条 本会の運営を明細化するために、別に細則および規程を定めることができる。細

則および規程は、理事会において決定され、執行される。